

# 篠栗町保育施設等利用案内

## (令和7年度版)

### 目 次

1. 保育施設等とは	・・・	1
2. クラス年齢について	・・・	2
3. 保育施設等の入所要件について	・・・	2
4. 保育の必要性および必要量の認定について	・・・	3
(1) 子どものための教育・保育給付認定	・・・	3
(2) 認定の有効期間	・・・	3
(3) 保育の必要性の認定基準	・・・	4
(4) 保育の必要量	・・・	4
5. 保育の必要性の認定および保育施設等利用申込の流れ	・・・	5
6. 利用申込に必要な書類一覧	・・・	6
7. 利用申込書類の提出について	・・・	7
8. 利用調整の結果について	・・・	8
9. 保育所利用料について	・・・	8
(1) 保育所利用料の算定方法	・・・	8
(2) 保育所利用料表	・・・	8
(3) 保育所利用料の多子軽減について	・・・	9
(4) 副食費の減免について	・・・	9
(5) 契約・利用料の支払いについて	・・・	10
(6) 認可保育所における保育所利用料支払い	・・・	10
(7) 保育所利用料に係る注意事項	・・・	11
10. 保育施設等入所後の諸手続きについて	・・・	12
(1) 変更の届出	・・・	12
(2) 退所の届出	・・・	13
(3) その他の届出(保育施設等利用現況届)	・・・	13
11. 幼児教育・保育の無償化について	・・・	14
12. Q&A(よくあるご質問)	・・・	16

篠栗町 こども育成課 こども育成係

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号  
電話：092-947-1372(直通)



# 1. 保育施設等とは

保護者が仕事や病気などの事情で、昼間、お子さんの保育ができず、同居の親族やその他の方が保育できないと認められる場合に、保育の必要性の認定を受け、保護者に代わり保育する施設です。

小学校の入学準備として幼児教育の場とするためや、集団生活に慣れさせるため、または下のお子さんの育児に手がかかるため等の理由で、保育施設等を利用することはできません。

<町内保育施設の種類>

## 認可保育所（0～5歳児）

保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。保育を必要とする2号認定（3歳以上児）・3号認定（3歳未満児）のお子さんが利用できます。

町内には、認可保育所が4施設あります。

- 栗の子保育園
- 篠栗保育園
- 勢門幼児園
- やまのこ保育園

## 認定こども園（0～5歳児）

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供を図るため、教育・保育を一体的に提供する施設です。幼稚園の教育を希望する1号認定（満3歳以上児）と保育を必要とする2号認定（3歳以上児）・3号認定（3歳未満児）のお子さんが利用できます。

町内には、認定こども園が4施設あります。

- あすなろ保育園
- キッズドリーム幼児園
- 和田幼稚園
- 篠栗どろんこ保育園

## 地域型保育（小規模保育事業）（0～2歳児）

定員が6人から19人以下で0歳児～2歳児を対象に家庭的保育に近い環境のもとで、きめ細やかな保育活動を行う町の認可施設です。保育を必要とする3号認定（3歳未満児）のお子さんが利用できます。卒園後の利用先として、認定こども園が設定されており、引き続き利用できます。

町内には、地域型保育（小規模保育事業）が1施設あります。

- 小規模保育園りんごの木

## 2. クラス年齢について

クラス年齢は、4月1日時点の年齢で決定します。年度途中で誕生日を迎えた場合も、クラス年齢は変わりません。

<令和7年度クラス年齢表>

クラス	該当のお子さん
0歳児クラス	(令和6年) 2024年4月2日以降生まれのお子さん
1歳児クラス	(令和5年) 2023年4月2日 から (令和6年) 2024年4月1日生まれのお子さん
2歳児クラス	(令和4年) 2022年4月2日 から (令和5年) 2023年4月1日生まれのお子さん
3歳児クラス	(令和3年) 2021年4月2日 から (令和4年) 2022年4月1日生まれのお子さん
4歳児クラス	(令和2年) 2020年4月2日 から (令和3年) 2021年4月1日生まれのお子さん
5歳児クラス	(平成31年) 2019年4月2日 から (令和2年) 2020年4月1日生まれのお子さん

## 3. 保育施設等の入所要件について

保育施設の利用を申し込むためには、以下の3つの要件を全て満たす必要があります。

### ①保育対象年齢

各施設の定める期間を経過した月の翌月～小学校就学前までのお子さん

### ②住所要件

お子さんと保護者の住所（住民票）が篠栗町にあること  
※転入予定の方は、保育施設等の利用開始希望日の前日までに、住民登録の異動手続きを行うこと（篠栗町に転入すること）を誓約することで申込みが可能です。

### ③保育の必要性

お子さんの保護者に仕事や病気など保育を必要とする事由があること  
※保育を必要とする事由についての各証明書類の提出が必要です。  
※保護者以外の18歳以上65歳未満の同居者（別世帯を含む）も、保護者と同様に保育を必要とする事由についての各証明書類の提出が必要です。

## 4. 保育の必要性および必要量の認定について

### (1) 子どものための教育・保育給付認定

幼稚園や保育施設等を利用する際に、「子どものための教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。

認定には、1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分があり、保育施設の利用にあたっては、2号認定又は3号認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定の申請書類は、保育施設の利用申込と認定申請を兼ねたものとしています。

認定区分	対象者	主な利用先施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、保育を必要とせず、教育を希望される方 (例) 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦(夫)の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	お子さんが満3歳以上で、保育の必要な事由(保護者の仕事や病気など)に該当し、保育所等での保育を希望される方 (例) 3歳以上で、両親が共働きなどの理由で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育所 認定こども園(保育園部分)
3号認定	お子さんが満3歳未満で、保育の必要な事由(保護者の仕事や病気など)に該当し、保育所等での保育を希望される方 (例) 3歳未満で、両親が共働きなどの理由で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育所 認定こども園(保育園部分) 小規模保育・家庭的保育

### (2) 認定の有効期間

基本的に2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳に到達する前まで(満3歳到達時に2号認定に変更されます)ですが、「求職活動」「疾病・障がい」などの一部の事由では異なった期間が設定される場合があります。

### (3) 保育の必要性の認定基準

	状況	内容
1	就労	居宅外又は居宅内で児童と離れて1か月に64時間以上労働することを常態としている。
2	妊娠・出産	妊娠中である。(出産予定日から起算して6週前の日が属する月) 出産後、間がない。(出産予定日と実際の出産日のいずれか遅い方から起算して8週後の日が属する月)
3	疾病・障がい	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいがある。
4	親族の介護・看護	同居又は長期入院している親族などの介護・看護をしている。
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている。
6	求職活動	求職活動又は起業の準備を行っている。
7	就学	卒業後、就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学している。
8	虐待・DV	虐待やDVを受けている、又はその恐れがある。
9	その他	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、町長が認める場合。

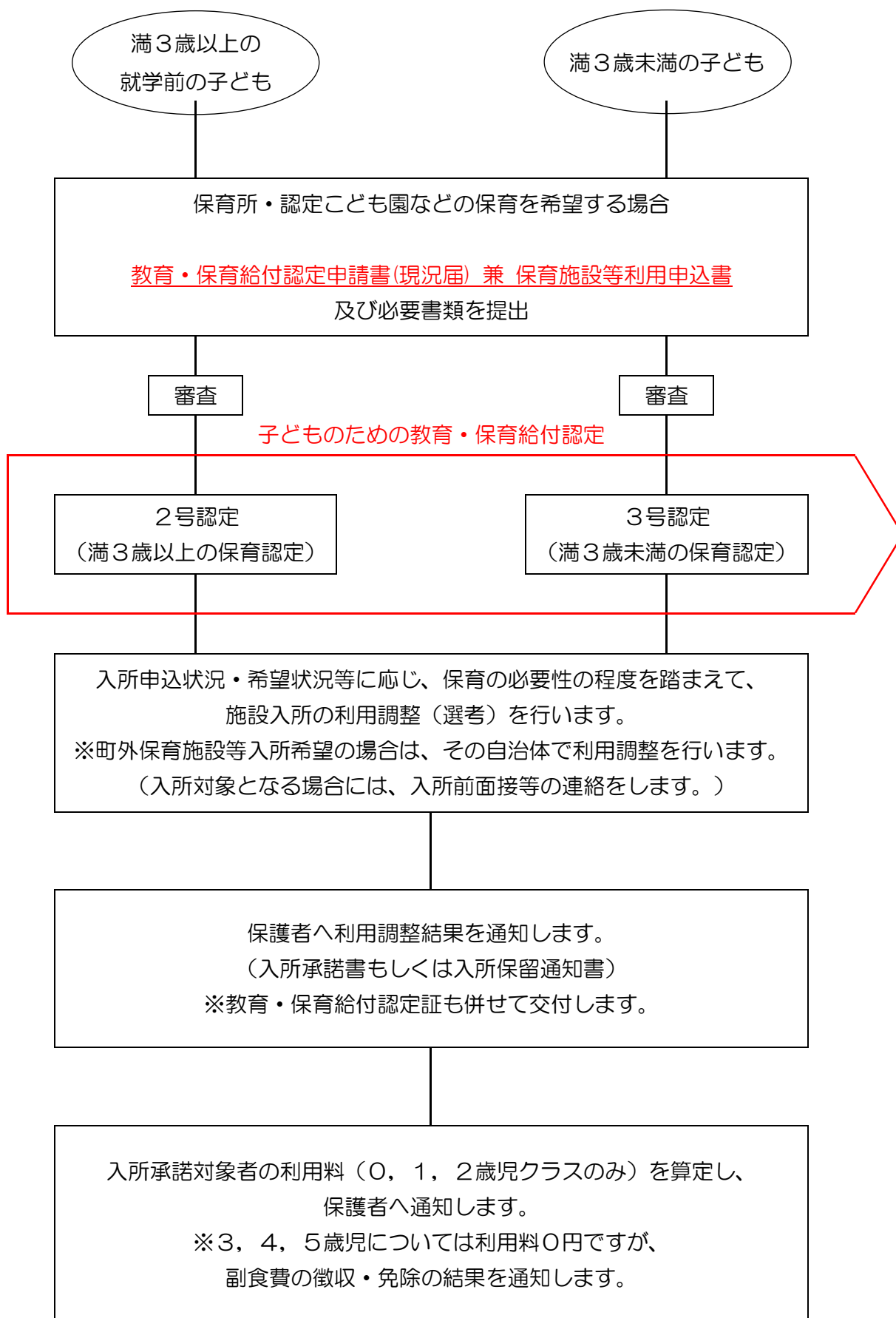
### (4) 保育の必要量

認定区分	保育の必要量 (利用可能時間)	認定基準
保育標準時間	最大11時間/1日	月120時間以上の就労等の保育要件がある場合
保育短時間	最大8時間/1日	求職中や月64時間以上の就労等の保育要件がある場合

※「保育標準時間」認定となるお子さんは、「保育短時間」認定の希望も可能です。

※町内保育施設等の場合、「保育標準時間」については、7:00から18:00まで、  
「保育短時間」については、8:30から16:30までとなります。町外保育施設等  
に入所する場合、保育時間が異なる場合があります。

## 5. 保育の必要性の認定および保育施設等利用申込の流れ



※認定は保育施設等の入所を決定するものではありません。



## 6. 利用申込に必要な書類一覧

以下の書類をこども育成課に提出してください。書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

区分		必要書類
全ての方共通		教育・保育給付認定申請書(現況届) 兼 保育施設等利用申込書
		申込についての承諾書
		児童の状況調査票(在園児は不要)
		※1:マイナンバー(個人番号)申告書(在園児は不要)
		※2:保育を必要とすることを証明する書類
状況に応じて必要となる書類	転入予定の方	転入誓約書
	ひとり親家庭の方	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療証、戸籍謄本の写し
	障がいをお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	生活保護を受給の方	生活保護受給証明書の写し
	保護者以外で、高校生を除く18歳以上65歳未満の同居者(別世帯を含む)がいる世帯	※2:保育を必要とすることを証明する書類
	その他	状況により追加書類の提出が必要

### ※1:マイナンバー(個人番号)申告書

申告書を提出する際に、保護者(提出者)の①マイナンバー確認と②本人確認を行いますので、必ずご持参下さい。

①マイナンバー確認書類	②本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード(②の書類不要)</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>通知カード</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーが記載された住民票</li> </ul>	<p>【顔写真付き身分証明書】※1点で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証</li> <li>住民基本台帳カード</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>在留カード又は特別永住者証明書</li> <li>公庁が発行した顔写真付のもの</li> <li>パスポート</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>療育手帳</li> </ul> <p>【その他本人確認書類】 ※2点で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険被保険者証</li> <li>年金手帳</li> <li>特別児童扶養手当証書</li> <li>その他官公庁からの発行書類で、氏名、生年月日又は住所の記載があるもの</li> <li>介護保険被保険者証</li> <li>児童扶養手当証書</li> <li>学生証</li> </ul>



※2：保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由によって必要書類が異なります。下表を参考にして、必要書類を提出してください。

保育を必要とする事由		必要書類
就労	会社員、自営業	就労証明書 開業届など事業を証明する書類の写し（自営業の場合）
	内職	内職申出書
妊娠・出産		母子手帳（出産予定日のわかるもの）の写し
保護者の 疾病・障がい	疾病	診断書
	障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
親族の介護・看護		介護(看護)申立書 介護(看護)を受ける方の証明（認定通知や診断書）
災害復旧		罹災証明など
求職活動		就労誓約書
就学		在学(予定)証明書

※状況により追加書類の提出が必要な場合があります。

※在宅勤務の方、自営業で居宅内就労をされている方、内職に従事している方、介護(看護)されている方については、別途スケジュール表を作成のうえ、提出してください。

※保育を必要とすることを証明する書類の様式については、HPに掲載していますので、積極的にダウンロードして作成してください。

（「篠栗町HP」→「子育て・教育」→「幼児教育・保育施設・学校」→「保育施設等」→「保育の必要性の認定及び証明書類について」の順に検索）

## 7. 利用申込書類の提出について

申込書類の配布及び申込受付はこども育成課（役場 10 番窓口）で行います。

各利用開始希望日の前月 5 日までに申込書類の提出が必要です。

※利用開始希望日の前月 5 日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌開庁日が提出期限となります。

入所日	提出期限	入所日	提出期限
4月1日	（受付は終了しました）	10月1日	令和7年9月5日（金）
5月1日	令和7年4月7日（月）	11月1日	令和7年10月6日（月）
6月1日	令和7年5月7日（水）	12月1日	令和7年11月5日（水）
7月1日	令和7年6月5日（木）	1月1日	令和7年12月5日（金）
8月1日	令和7年7月7日（月）	2月1日	令和8年1月5日（月）
9月1日	令和7年8月5日（火）	3月1日	令和8年2月5日（木）

## 8. 利用調整の結果について

保護者の保育を必要とする程度を確認し、篠栗町保育の運用基準（家庭状況や保護者の就労等状況）に応じて優先順位を公平に審査して入所利用調整をおこないます。入所希望が多数あり施設の定員を超えた場合は、入所保留となることもあります。

## 9. 保育所利用料について

### (1) 保育所利用料の算定方法

保育所利用料は、お子さんの保護者の市町村民税所得割額をもとに算定します。毎年9月に市町村民税の年度切替えを行い、それによって保育料の見直しを行います。

#### <令和7年度の切り替え時期>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和5年中の収入による)						令和7年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和6年中の収入による)					

### (2) 保育所利用料表

階層区分	推定年収	標準時間	短時間
		3号認定 0,1,2歳児	3号認定 0,1,2歳児
1 生活保護世帯	—	0円	0円
2 市町村民税非課税世帯	~260万円	0円	0円
3 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	~330万円	19,500円	19,300円
4 // 97,000円未満	~470万円	30,000円	29,600円
5 // 169,000円未満	~640万円	44,500円	43,900円
6 // 301,000円未満	~930万円	61,000円	60,100円
7 // 397,000円未満	~1,130万円	80,000円	78,800円
8 // 397,000円以上	1,130万円~	82,500円	81,100円

### (3) 保育所利用料の多子軽減について

＜保育所・認定こども園（2号・3号認定）の場合＞

小学校就学前の範囲内に保育施設等に通所するお子さんが2人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、利用料計算における町民税所得割額が57,700円未満（母子世帯等の場合は77,101円未満）の世帯については、多子軽減における保育施設等の通所要件およびきょうだい児の年齢制限はありません。

(例)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
第3子 無料		第2子 半額			第1子 無償化	カウント対象外			

※3歳児以降は無償化です。

### (4) 副食費の免除について

3歳児～5歳児の保育所利用料は無償化となっていますが、利用施設毎に設定する、給食費・送迎費・行事費などの実費徴収の費用は保護者が負担するものとなります。

ただし、給食費のうちの副食費については、以下に該当するお子さんの場合は副食費免除の対象となります。

①年収360万円未満相当世帯のお子さん

②認定こども園（1号認定）の場合

→小学校3年までの範囲内で上から3番目以降のお子さん

3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
第3子 減免		第2子 負担			第1子	対象外

③保育所・認定こども（2号認定）の場合

→小学校就学前の範囲内で上から3番目以降のお子さん

3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
第3子 負担		第2子 負担	カウント対象外		第1子	対象外

## (5) 契約・利用料の支払いについて

利用施設により契約と利用料の支払先は以下のとおりです。

※施設での利用料等の支払方法は施設毎に異なるため、入所後に確認してください。

施設種類	町内施設例	契約先	利用料 支払先
認可保育所	栗の子保育園 篠栗保育園 勢門幼児園 やまのこ保育園	篠栗町	篠栗町
認定こども園	あすなろ保育園 キッズドリーム幼児園 和田幼稚園 篠栗どろんこ保育園	施設	施設
地域型保育（小規模保育事業）	小規模保育園りんごの木	施設	施設

## (6) 認可保育所における保育所利用料の支払い

認可保育所の利用料は篠栗町が徴収し、当月分の利用料は毎月末日（土・日・祝日の場合は、翌営業日）に口座引落としとなります。利用料は必ず期限内に納入ください。

※納入いただけない場合には、督促状や催告書の発送、児童手当の特別徴収を行うことがあります。

※年度を超えて利用料の滞納が発生した場合は、収納課へ徴収事務を移管し、地方税の滞納処分もしくは裁判所を通じた強制執行の手続き（預金債権や給料債権等を差押え、強制徴収により滞納料金等に換価充当する）の例により、現年分も含めた利用料の処分を行うことがあります。

## (7) 保育所利用料に係る注意事項

- 3歳児クラス以上の利用料は無償化されますが、副食費徴収免除の判定のため、利用料の算定を行います。
- 利用料の算定には、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等は控除しません。
- 税源移譲により、平成30年度から政令指定都市のみ、市町村民税の税率が6%から8%に変更されていますが、保育利用料の算定においては、従前の6%を適用します。
- 算定基準年度の1月1日時点で篠栗町に住民票がない場合、住民票のあった市町村に課税情報を確認する必要があります。ご提出いただくマイナンバーを利用して篠栗町で確認しますが、取得したデータで利用料の算定ができない場合、申込者本人に算定基準年度の市町村民税課税証明書を直接提出いただきます。
- 未婚のひとり親である場合は、税法上の寡婦（夫）控除は適用されませんが、利用料の算定においては寡婦（夫）とみなし、利用料の負担軽減を図られることとなりました。該当の方は別途様式がありますので、こども育成課窓口までお越しください。
- ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障害者手帳等を所持している世帯等において、第2、3、4階層区分に該当される世帯は減額が適用される場合があります。詳細はお問い合わせください。
- 家計の主宰者については、原則として、両親世帯（父母ともいる世帯）においては父母、ひとり親世帯（母子、父子世帯）においては父又は母とします。ただし、父母の収入金額の合算額（ひとり親世帯の場合は父又は母の収入額）が103万円未満の場合は、お子さんと生計を一にしている（同住所地である）父母以外の扶養義務者のうち、収入金額が最多の者とします。また、お子さんを健康保険等の扶養としているか、家計の主宰者として認定することが適当であるか等も申込書類により精査し決定します。
- 市町村・県民税が未申告のままの場合は、利用料を最高額算定とします。未申告の方は早急に申告をしてください。
- 海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、算定基準年度の国外での総収入がわかる書類、及び国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて提出してください。

# 10. 保育施設等入所後の諸手続きについて

## (1) 変更の届出

次のような変更が生じた場合、教育・保育給付認定申請書(現況届)兼 保育施設等利用申込内容変更届を役場こども育成課へ速やかに届出ください。届出後に保育時間や利用料等が変更となるのは、翌月1日からとなります。

保育を必要とする事由に関する変更

保護者等の就労状況に変更があった場合（就労先・就労時間等の変更・契約期間の更新・延長）

⇒変更後の就労証明書等も併せて提出ください。

保護者が離職し求職活動をする場合

⇒就労誓約書も併せて提出ください。

※求職活動での入所可能期間は3か月間、保育時間は短時間認定となります。

各月毎の求職活動報告書を提出する必要があります。最終月の20日までに、就労予定等要件がない場合には、退所となります。

保護者が妊娠・出産の予定となった場合

⇒母子手帳等出産予定日のわかる書類を併せて提出ください。

※産前産後の期間設定は、母子手帳により確認をし、産前は予定日の6週前の属する月の1日から、産後については、予定日と出産日の遅い方を基準日として、8週後の属する月の末日までとなります。

世帯の状況に関する変更

世帯の状況に変更があった場合（保護者の婚姻・離婚・出産・同居家族の死亡等）

⇒保護者の婚姻・離婚があった場合は戸籍謄本等（写し可）を併せて提出ください。

住所変更（転居）があった場合

⇒添付書類は不要です。

生活保護受給世帯・ひとり親世帯・障害者手帳等（精神福祉手帳・療育手帳）の要件に該当となった場合及び非該当となった場合

⇒利用料が変更となる場合もありますので、受給証書や手帳等を併せて提出ください。

## (2) 退所の届出

次のような場合は退所となります。保育施設等退所届を退所日の10日前までに役場子ども育成課へ届出ください。

●町外に住所を変更する(転出)場合

●家庭保育が可能になった場合(離職・求職活動期限切れ等)

## (3) その他の届出(保育施設等利用現況届)

引き続き保育を必要とする状況にあるかを確認するため、全ての利用世帯に対し原則年1回、保育を必要とする証明書(就労証明書等)の提出をしていただきます。詳細は改めて通知いたします。

## 1 1. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月に公布された「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」に基づき、令和元年10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんと、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんの利用料が無償化となりました。

### 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育事業）をご利用の方

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育事業）、家庭的保育事業、事業所内保育事業を利用しているお子さんは利用料が無償となります。

※3歳の誕生日を迎えた次の4月からが無償化の対象となります。

※幼稚園や認定こども園の幼稚園部分については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。

※通園送迎費、行事費、給食費など、各施設で利用料と別に実費徴収する費用は、無償化の対象となりませんので、引き続き保護者の方にご負担いただきます。

無償化の対象となるには、「子どものための教育・保育給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）」を受けていただく必要があります。

（本冊子3ページ「4. 保育の必要性および必要量の認定について」の「(1) 子どものための教育・保育給付認定」を参照）

### 私立幼稚園（新制度未移行の幼稚園）をご利用の方

私立幼稚園（新制度未移行の幼稚園）を利用しているお子さんは、月額25,700円を上限に利用料が無償となります。

#### ～ 新制度未移行の幼稚園とは ～

私立幼稚園には、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」に運営形態を移行した施設と、これまでの運営形態を継続した施設（新制度未移行の幼稚園）があります。どちらの形態で運営している施設であるかについては、お子さんの通園されている幼稚園にご確認ください。

無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定（新1号認定）」を受けていただく必要があります。（次ページ「認定区分一覧」を参照）



## 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育をご利用の方

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育をご利用の方で、保育の必要性がある場合、無償化の対象となります。保護者の仕事や病気などの理由（認可保育所への入所と同様の基準）で、お子さんを保育する必要性が認められる方が対象です。

無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）」を受けていただく必要があります。（下表「認定区分一覧」を参照）

## 認可外保育施設等をご利用の方

（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象）

認可外保育施設等をご利用の方で、保育の必要性がある場合、無償化の対象となります。保護者の仕事や病気などの理由（認可保育所への入所と同様の基準）で、お子さんを保育する必要性が認められる方が対象です。

無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）」を受けていただく必要があります。（下表「認定区分一覧」を参照）

### <子育てのための施設等利用給付認定 認定区分一覧>

認定区分	対象者	主な利用先施設
新1号認定	新制度未移行の幼稚園に所属（予定）のお子さんで、保護者に就労等の保育要件が該当しない方 ※新2号・新3号以外	新制度未移行の幼稚園
新2号認定	幼稚園・認定こども園（1号教育認定）の3、4、5歳児クラスに所属（予定）のお子さんで、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由により、 <b>預かり保育を希望</b> する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
	認可外保育施設の3、4、5歳児クラスに所属（予定）のお子さんで、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由に該当する方	認可外保育所（届出保育所）
新3号認定	幼稚園・認定こども園（1号教育認定）に満3歳児入園（予定）のお子さんで、住民税非課税世帯であり、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由により、 <b>預かり保育を希望</b> する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
	認可外保育施設の0、1、2歳児クラスに所属（予定）のお子さんで、住民税非課税世帯であり、保護者の仕事や病気など、保育の必要な事由に該当する方	認可外保育所（届出保育所）

※認定に係る手続きについては、こども育成課までお問い合わせください。

## 12. Q&A (よくあるご質問)

Q. 給食等においてアレルギー食の対応はしてもらえるのでしょうか？

A. アレルギー食の対応はしていますが、施設によって対応の仕方が異なります。申込み前に見学や問い合わせをして、対応方針を確認したうえで申込みしてください。

Q. ならし保育というのはどういうものなのでしょうか？

A. 入所したばかりのお子さんが負担なく新しい環境に慣れていけるよう、少しずつ保育時間を増やしていく期間のことです。入所施設の方針やお子さんの年齢、保育状況により、ならし保育期間は個々に異なることもあります。入所開始日以降から行うもので、通常の月額利用料が発生します。

Q. 保育施設等利用申込書の利用希望施設順位欄は全て記入しなければならないのですか？

A. 申込書には、第9希望までの順位を記入する欄がありますが、全てを記入する必要はありません。順位記入のある施設に入所の意思があるものとして利用調整を行います。また、施設の利用調整において第1希望のみ記入の方とその他希望園を記入の方とでの優劣はありません。

Q. 仕事の都合などでお迎えの時間に間に合わないときはどうすればいいですか？

A. 延長保育という制度が利用できます。延長保育とは、施設の定める通常保育時間や短時間保育時間の範囲外で保育を必要とされる場合にご利用いただく制度です。保育所利用料とは別に延長保育料金が必要となります。

※短時間保育・延長保育の時間帯・料金は各施設により設定されます。詳細は施設にご確認ください。

Q. 育児休業の間は保育施設等には通えますか？

A. 育児休業に係るお子さん以外の小学校就学前のお子さんが保育施設等を利用して、育児休業期間中にも引き続き保育施設等を利用することが必要であると認められる場合は、入所継続をすることができます。その場合、保育時間は短時間での認定となります。詳細はこども育成課へお問い合わせください。

Q. 町外に転出するのですが、その場合退所になりますか？

A. 入所後に町外に転出される場合、転出日の属する月末まで入所可能ですが、翌月は退所となります。また、利用承諾により入所施設が内定していたとしても、転出の時点で内定は取り消しとなります。

Q. これから就職したい場合は申込みできるのですか？

A. 求職活動での入所申込は、就労誓約書（入所後に3か月間で就労することを誓約いただくもの）を添付し申込みしてください。求職活動期間中の保育時間は短時間認定となります。入所後は各月ごとの求職活動報告書を提出していただき、最終月の20日までに、勤務予定等要件がない場合には、退所となります。

Q. 産前・産後期間も申込みはできますか？

A. 産前産後期間であっても申込みは可能です。入所期間は、出産予定日を基準日とし6週間となる日の属する月の初日（産前）から、出産日と出産予定日のうち遅い方を基準日として8週間となる日の属する月の末日（産後）までとなります。入所期間経過後は退所となります。

Q. 育児休業中も申込みはできますか？

A. 申込みできます。育児休業等からの復職予定の場合は、ならし保育の必要もあるため、復職予定月の前月から入所が可能です。ただし、復職予定日が明記されている就労証明書の提出が必要です。

（例）

・4月1日復職予定の場合 ⇒ 入所可能月：3月以降

※4月は新年度となりますので、新年度分の申込みも必要です。

なお、育児休業中で継続入所しているお子さんが来年度の4月以降も継続入所を希望される場合については、保護者の年度内復職を要件として4月入所の申込みが可能です。きょうだい児の追加入所希望がある場合、追加となるきょうだい児については、上記のとおり、保護者の復職予定月の前月入所の申込みとなりますのでご注意ください。

また、育児休業中の保育施設等の受け入れについては、自治体によって異なりますので、町外保育施設等に入所される場合は、取り扱いが異なる場合があります。